

秋田県公報

目次

ページ

告示

- 保安林の指定(三三七・水と緑の森づくり課)……………1
- 保安林の指定の予定(三三八、三三九・水と緑の森づくり課)……………1
- 保安林予定森林の指定通知(三四〇～三四二・水と緑の森づくり課)……………2
- 道路の供用開始(三四三・山本地域振興局建設部)……………3
- 道路区域の変更及び供用開始(三四四・雄勝地域振興局建設部)……………3
- 公告……………4
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定(障害福祉課)……………4
- 秋田県収納代理金融機関の名称の変更(会計管財課)……………4

選挙管理委員会告示

- 秋田県議会議員補欠選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書(一一五)……………4

告示

秋田県告示第三百三十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第
二項の規定により、次の森林を保安林に指定する。
平成二十一年七月二十一日

秋田県知事 佐竹敬久

番号	森林の所在場所			全面積		保安林指定 実測面積 (ヘクタール)	指定の目的	指定施業要件		
	郡市	町村	(大字) 字	地番	台帳 実測 (平方メートル) (ヘクタール)			伐採種別	標準伐期齢	間伐その他 特別の場合 の伐採に係 るもの
一	秋田市		下新城 中野	街道端西 二四一の四 三九	一七、八八八	一・七八八八	飛砂の防備	主伐として伐 採をすること ができる立木 は、当該立木 の所在する市 町村に係る市 町村森林整備 計画で定める 標準伐期齢以 上のものとす る。	(附属明細書 のとおり)	(附属明細 書のとおり)
二	秋田市		下新城 中野	街道端西 二四一の四 三九	一七、八八八	一・七八八八	公衆の保健			

(「附属明細書」は、省略し、農林水産部水と緑の森づくり課及び秋田地域振興局農林部並びに秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第三百三十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第

二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるの
で、同法第三十条の二第一項の規定に基づき告示する。

平成二十一年七月二十一日

秋田県知事 佐竹敬久

森林の所在場所	全面積	指定施業要件
---------	-----	--------

北秋田市	郡市	町村	(大字)	字	地番	一四一の一	一、四〇八	〇・一四〇八	〇・一四〇八	なだれの危険の防止	指定の目的	保安林指定面積 実測又は見込 (ヘクタール)	帳 実測又は見込 (ヘクタール)	台 (平方メートル)
阿仁前田	阿仁前田													
道行沢														
五城目町	郡市	町村	(大字)	字	地番	一一四	四、六九七	〇・四六九七	〇・四六九七	土砂の崩壊の 防備	指定の目的	保安林指定面積 実測又は見込 (ヘクタール)	帳 実測又は見込 (ヘクタール)	台 (平方メートル)

〔「附属明細書」は、省略し、農林水産部水と緑の森づくり課及び北秋田地域振興局農林部並びに北秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

秋田県告示第三百二十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第

一項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定に基づき告示する。

平成二十一年七月二十一日

秋田県知事 佐竹敬久

五城目町	郡市	町村	(大字)	字	地番	一一四	四、六九七	〇・四六九七	〇・四六九七	土砂の崩壊の 防備	指定の目的	保安林指定面積 実測又は見込 (ヘクタール)	帳 実測又は見込 (ヘクタール)	台 (平方メートル)
内川黒土														
千苺台														
五城目町	郡市	町村	(大字)	字	地番	一一四	四、六九七	〇・四六九七	〇・四六九七	土砂の崩壊の 防備	指定の目的	保安林指定面積 実測又は見込 (ヘクタール)	帳 実測又は見込 (ヘクタール)	台 (平方メートル)

〔「附属明細書」は、省略し、農林水産部水と緑の森づくり課及び秋田地域振興局農林部並びに五城目町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

秋田県告示第三百四十号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十

条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年七月二十一日

秋田県知事 佐竹敬久

一 保安林予定森林の所在場所
仙北市西木町松木内字長戸呂二〇、二二一、五〇三から五〇八まで、五一〇、五一一、五一六

二 指定の目的 土砂の流出の防備
三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字長戸呂二一・五〇五・五一〇(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部水と緑の森づくり課、仙北地域振興局農林部及び仙北市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第三百四十一号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年七月二十一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

一 保安林予定森林の所在場所

北秋田市阿仁荒瀬字向岱二六の一、二六の二、四五の四、四五の一、四五の一九、四五の三三、四六の二、四六の五、四六の七

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字向岱二六の一・二六の二・四五の一・四五の一九・四五の三三・四六の二(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部水と緑の森づくり課、北秋田地域振興局農林部及び北秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第三百四十二号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年七月二十一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

一 保安林予定森林の所在場所

由利本荘市岩谷麓字猿田沢九二、一六一の二

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字猿田沢一六一の二(次の図に示す部分に限る。)

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐

期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部水と緑の森づくり課、由利地域振興局農林部及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第三百四十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成二十一年七月二十一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

道路の種類	路線名	区 間
県 道	琴丘上小阿仁	山本郡三種町上岩川字鹿渡渉一四一番五地先から字鹿渡渉一五九番四地先まで

一 供用開始の区間

二 供用開始の期日 平成二十一年七月二十四日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 山本地域振興局建設部用地課

(二) 期間 平成二十一年七月二十一日から同年八月三日まで

秋田県告示第三百四十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成二十一年七月二十一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

国 道	道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
		三九八号	三九八号	湯沢市川連町字野村三五番六地先から三五番十六地先まで	七・六〇〇八・四〇	〇・〇三七
		三九八号			九・八〇〇一〇・六〇	〇・〇三七

公 告

- 二 供用開始の期日 平成二十一年七月二十一日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 雄勝地域振興局建設部用地課
- (二) 期間 平成二十一年七月二十一日から同年八月三日まで

特定調達契約について次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成十七年政令第三百七十二号)第十一条の規定に基づき、公示する。

平成二十一年七月二十一日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 一 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
秋田県こども総合支援エリア(仮称)療育機関医療・療育情報システム構築業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
健康福祉部障害福祉課 秋田市山王四丁目一番一五号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
平成二十一年六月十八日
- 四 随意契約の相手方の名称及び住所
株式会社 シグマソリューションズ
秋田県秋田市大町二丁目三番二十七号
- 五 随意契約に係る契約金額
二億四千六百七十五万円
- 六 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成十七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号の規定に該当。

秋田県取納代理金融機関について、次のとおり合併に伴う名称の変更があったので、公告する。

平成二十一年七月二十一日

秋田県知事 佐竹 敬久

変更後	変更前	変更年月日
名称	所在地	
名称	所在地	

選挙管理委員会告示

秋選管告示第百十五号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百八十九条第一項の規定により、平成二十一年四月十二日執行の秋田県議会議員補欠選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、同法第百九十二条第一項の規定に基づき、次のとおりその要旨を公表する。

平成二十一年七月二十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中 伸一

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成21年4月12日執行 秋田県議会議員補欠選挙秋田市選挙区

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 5614,500円

3 報告書の要旨

候補者氏名	所属党派	無所属
土田 整		
出納責任者氏名	佐々木 信義	
期 間	4月21日から7月2日まで 第2回分	

収入	支出
主たる寄附(氏名・団体名)(職業)(寄附額)円	通 告 費 費 計
その他の収入	今 回 計
今 回 計	今 回 計
前 計	前 計
総 計	総 計
130,000	99,750
130,000	630,000
2,200,000	729,750
2,330,000	2,677,395
	3,407,145

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	1,079,000円
	計	1,079,000円

報告書受理年月日 平成21年7月10日 第2回報告分

候補者氏名	出納責任者氏名	期 間	所属党派	無 所 属
三 浦 芳 博	伊 藤 力 夫	4月14日から7月2日まで		
第2回分				

収入	支出
主たる寄附(氏名・団体名)(職業)(寄附額)円	家 屋 費 (選挙事務所費)
その他の収入	交 通 費
今 回 計	印 刷 費
今 回 計	雑 費
前 計	今 回 計
総 計	前 計
512,370	100,000
512,370	140,000
1,600,000	1,136,676
2,112,370	259,770
	1,636,446
	1,527,453
	3,163,899

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	1,124,076円
	計	1,124,076円

報告書受理年月日 平成21年7月8日 第2回報告分

発行者 秋 田 県
秋田市山王四丁目一番一五号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所 秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷
電話 0187-716161 FAX 0187-716162
E-mail matsubaransatsuco.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号 松原 繁 雄